高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月９日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑷②ハに掲げる表に次のとおり加える。

関越自動車道の 長岡インターチェンジ	令和７年９月10日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで

公文書等の管理に関する金融経済教育推進機構公示第１号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を次のとおり公示する。

令和７年９月９日

金融経済教育推進機構理事長　安藤　　聡

東京都中央区日本橋室町２丁目３番１号室町古河三井ビルディング　金融経済教育推進機構事務所経営戦略部経営管理課内

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和７年８月15日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき、公告します。

令和７年９月９日

東京都千代田区麹町五丁目２番地１
オリエントコーポレーション企業年金基金
清算人　奥本　丈士

特定空家等の除却命令の公告

下記特定空家等の所有者等が確知できないため、期限までに下記措置が行われない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第10項の規定により、下記のとおり措置を行うことを公告する。

令和７年９月９日　　敦賀市長　米澤　光治

１　対象となる特定空家等
　所在地　福井県敦賀市阿曽67号30番地１
　用　途　不明

２　措置の内容　当該建築物の除却等
　当該建築物等をそのまま放置すれば倒壊等により周辺の生活環境の保全が図られなくなるおそれがあることから、建築物を除却し、及びその敷地に放置されている動産等を搬出して適法に処理すること。

３　措置の期限　令和７年10月８日
　期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）が当該措置を講じることとする。なお、当該措置後所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い
　市長又は措置実施者が３の措置を行うときは、本件特定空家の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去、処分する。動産等に権利を主張しようとする者は、３の期限までに６の担当課まで通知すること。

５　敦賀市役所掲示場への掲示
　この公告の内容については、敦賀市公告式条例第２条第２項に規定する敦賀市役所掲示場において掲示する。

６　担当課
　住所　敦賀市中央町２丁目１番１号
　所属　敦賀市建設部住宅政策課空き家対策室
　連絡先　0770―22―8141